

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱</b></p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の75、<u>86</u>及び<u>87</u>）、 新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の75、<u>86</u>及び<u>87</u>）、 新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日 付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出基準」という。）に基づき 診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。） の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランス システムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない 場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（別表1－3の75、<u>86</u>及び<u>87</u>を除く。）</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（別表1－3の75、<u>86</u>及び<u>87</u>を除く。）を届出基準に基づき診断し た場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体 を検案した場合は、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベ ランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境が ない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p> <p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医 師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及 び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮 する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱</b></p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の75、<u>85</u>及び<u>86</u>）、 新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1－3の75、<u>85</u>及び<u>86</u>）、 新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日 付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出基準」という。）に基づき 診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。） の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランス システムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない 場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症（別表1－3の75、<u>85</u>及び<u>86</u>を除く。）</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（別表1－3の75、<u>85</u>及び<u>86</u>を除く。）を届出基準に基づき診断し た場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体 を検案した場合は、診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベ ランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境が ない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p> <p>定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医 師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及 び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮 する。</p>

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>① 小児科定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>8.9</u>から<u>9.8</u>までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②の急性呼吸器感染症定点（別表1-4の<u>8.9</u>～<u>9.1</u>、<u>9.7</u>、<u>9.9</u>～<u>1.0.1</u>に掲げるものの届出を行う医療機関をいう。以下、同じ。）として協力するよう努めること。</p> <p>② 急性呼吸器感染症定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>8.9</u>～<u>9.1</u>、<u>9.7</u>、<u>9.9</u>～<u>1.0.1</u>に掲げるものについては、前記①で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、別表1-4の<u>9.9</u>及び<u>1.0.0</u>に掲げるものの入院患者に限定する。</p> <p>③ 眼科定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>1.0.2</u>及び<u>1.0.3</u>に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。</p> <p>④ 性感染症定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>1.0.4</u>から<u>1.0.7</u>までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。</p> <p>⑤ 基幹定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>9.2</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び<u>1.0.8</u>から<u>1.1.3</u>までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。</p> <p>イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>① （略）</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、別表1-4の<u>8.9</u>から<u>9.8</u>までを対象感染症とする。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、別表1-3の<u>8.5</u>並びに別表1-4の<u>8.9</u>～<u>9.1</u>、<u>9.7</u>、<u>9.9</u>～<u>1.0.1</u>、<u>1.0.8</u>及び<u>1.1.1</u>に掲げるものを対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。</p>	<p>① 小児科定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>8.8</u>から<u>9.7</u>までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②の急性呼吸器感染症定点（別表1-4の<u>8.8</u>～<u>9.0</u>、<u>9.6</u>、<u>9.8</u>～<u>1.0.0</u>に掲げるものの届出を行う医療機関をいう。以下、同じ。）として協力するよう努めること。</p> <p>② 急性呼吸器感染症定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>8.8</u>～<u>9.0</u>、<u>9.6</u>、<u>9.8</u>～<u>1.0.0</u>に掲げるものについては、前記①で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせた急性呼吸器感染症定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。 なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、別表1-4の<u>9.8</u>及び<u>9.9</u>に掲げるものの入院患者に限定する。</p> <p>③ 眼科定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>1.0.1</u>及び<u>1.0.2</u>に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。</p> <p>④ 性感染症定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>1.0.3</u>から<u>1.0.6</u>までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。</p> <p>⑤ 基幹定点 対象感染症のうち、別表1-4の<u>9.1</u>のうち病原体がロタウイルスであるもの及び<u>1.0.7</u>から<u>1.1.3</u>までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。</p> <p>イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定にあたっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。</p> <p>① （略）</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、別表1-4の<u>8.8</u>から<u>9.7</u>までを対象感染症とする。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、別表1-3の<u>8.4</u>並びに別表1-4の<u>8.8</u>～<u>9.0</u>、<u>9.6</u>、<u>9.8</u>～<u>1.0.0</u>、<u>1.0.7</u>及び<u>1.1.0</u>に掲げるものを対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。</p>

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、別表1-4の<u>102</u>及び<u>103</u>を対象感染症とする。</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、別表1-4の91のうち病原体がロタウイルスであるもの、<u>109</u>及び<u>112</u>を対象感染症とする。</p> <p><b>(3) 調査単位等</b></p> <p>ア 患者情報における調査単位の期間等は、別表1-4のとおりとする。          なお、(2)アの②により選定された患者定点は、別表1-4の<u>89</u>～<u>91</u>、<u>97</u>、<u>99</u>～<u>101</u>に掲げるものについては、届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、別表1-4の<u>99</u>～<u>100</u>に掲げるものについては、疾病毎の患者数を届出ることとする。</p> <p>イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関する内容については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。          また、(2)のイの③により選定された病原体定点に関する内容のうち、別表1-4の<u>100</u>に掲げる疾病のゲノム解析については、各月を調査単位とする。</p> <p><b>(4) 実施方法</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病原体定点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、別表1-4の<u>89</u>から<u>98</u>までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する</p> <p>④ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、(2)のアの②により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2)のイの③により選定された病原体定点の営業日のうち週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、別表1-4の<u>100</u>に掲げる疾病のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、(2)のイの③により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 保健環境研究所</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 別表1-4の<u>100</u>に掲げる疾病については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、保健環境研究所において、調査単位ごとに20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS (Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>カ～キ (略)</p>	<p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、別表1-4の<u>101</u>及び<u>102</u>を対象感染症とする。</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、別表1-4の91のうち病原体がロタウイルスであるもの、<u>108</u>及び<u>111</u>を対象感染症とする。</p> <p><b>(3) 調査単位等</b></p> <p>ア 調査単位の期間等は、別表1-4のとおりとする。          なお、(2)アの②により選定された患者定点は、別表1-4の<u>88</u>～<u>90</u>、<u>96</u>、<u>98</u>～<u>100</u>に掲げるものについては、届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、別表1-4の<u>98</u>～<u>99</u>に掲げるものについては、疾病毎の患者数を届出ることとする。</p> <p>イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関する内容については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。          また、(2)のイの③により選定された病原体定点に関する内容のうち、別表1-4の<u>99</u>に掲げる疾病のゲノム解析については、各月を調査単位とする。</p> <p><b>(4) 実施方法</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病原体定点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、別表1-4の<u>88</u>から<u>97</u>までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ県においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する</p> <p>④ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、(2)のアの②により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2)のイの③により選定された病原体定点の営業日のうち週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。なお、別表1-4の<u>99</u>に掲げる疾病のゲノム解析で用いる検体は地方衛生研究所で選定するため、(2)のイの③により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 保健環境研究所</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 別表1-4の<u>99</u>に掲げる疾病については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、保健環境研究所において、調査単位ごとに20件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。その結果は、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS (Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>カ～キ (略)</p>

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>附 則 この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。 (中略) <u>附 則</u> <u>この実施要綱の一部改正は、令和8年4月6日から施行する。</u></p>	<p>4 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>附 則 この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。 (中略) <u>(附則の追加)</u></p>

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

改正後

改正前

(別表) 感染症法に基づく感染症の分類

(別表) 感染症法に基づく感染症の分類

別表 1-1 ~ 1-2 (略)

別表 1-1 ~ 1-2 (略)

別表 1-3

別表 1-3

別表 1-3

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無症 状有 病原 者体	疑似 症患 者	の死 亡 体者	の死 亡 死疑 い 体者	届出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 単 位	届出 の 時 期
五類感染症(全数)	64 アメーバ赤痢	○	-	-	○	-	全数	-	随時	7日以内
	65 ウイルス性肝炎 ※5	○	-	-	○	-				
	66 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	-	-	○	-				
	67 急性弛緩性麻痺 ※6	○	-	-	○	-				
	68 急性脳炎 ※7	○	-	-	○	-				
	69 クリプトスポリジウム症	○	-	-	○	-				
	70 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-	○	-				
	71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-	○	-				
	72 後天性免疫不全症候群	○	○	-	○	-				
	73 ジアルジア症	○	-	-	○	-				
	74 侵襲性インフルエンザウイルス感染症	○	-	-	○	-				
	75 侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-	○	-				
	76 侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-	○	-				
	77 水痘 ※8	○	-	-	○	-				
	78 先天性風しん症候群	○	-	-	○	-				
	79 薬剤耐性腸球菌感染症	○	○	○	○	○				
	80 梅毒	○	○	-	○	-				
	81 播種性クリプトコックス症	○	-	-	○	-				
	82 破傷風	○	-	-	○	-				
	83 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-	○	-				
84 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-	○	-					
85 百日咳	○	-	-	○	-					
86 風しん	○	-	-	○	-					
87 麻しん	○	-	-	○	-					
88 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-	○	-					

※5 E型肝炎及びA型肝炎を除く。  
 ※6 急性灰白髄炎を除く。  
 ※7 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。  
 ※8 患者が入院を要すると認められるものに限る。

別表 1-3

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無症 状有 病原 者体	疑似 症患 者	の死 亡 体者	の死 亡 死疑 い 体者	届出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 単 位	届出 の 時 期
五類感染症(全数)	64 アメーバ赤痢	○	-	-	○	-	全数	-	随時	7日以内
	65 ウイルス性肝炎 ※5	○	-	-	○	-				
	66 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	○	-	-	○	-				
	67 急性弛緩性麻痺 ※6	○	-	-	○	-				
	68 急性脳炎 ※7	○	-	-	○	-				
	69 クリプトスポリジウム症	○	-	-	○	-				
	70 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	-	-	○	-				
	71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	-	-	○	-				
	72 後天性免疫不全症候群	○	○	-	○	-				
	73 ジアルジア症	○	-	-	○	-				
	74 侵襲性インフルエンザウイルス感染症	○	-	-	○	-				
	75 侵襲性髄膜炎菌感染症	○	-	-	○	-				
	76 侵襲性肺炎球菌感染症	○	-	-	○	-				
	77 水痘 ※8	○	-	-	○	-				
	78 先天性風しん症候群	○	-	-	○	-				
	79 梅毒	○	○	-	○	-				
	80 播種性クリプトコックス症	○	-	-	○	-				
	81 破傷風	○	-	-	○	-				
	82 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	-	-	○	-				
	83 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	-	-	○	-				
84 百日咳	○	-	-	○	-					
85 風しん	○	-	-	○	-					
86 麻しん	○	-	-	○	-					
87 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	-	-	○	-					

※5 E型肝炎及びA型肝炎を除く。  
 ※6 急性灰白髄炎を除く。  
 ※7 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。  
 ※8 患者が入院を要すると認められるものに限る。



福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱 新旧対照表

改正後

改正前

別表1-4 (続き)

別表1-4 (続き)

別表1-4

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無 症状 有 病原 者 体	疑 似 症 患 者	の死 亡 患 者	の死 亡 死 疑 い 患 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 位	届 出 の 時 期
疑似症	118 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と 診断することができないと判断したもの。	-	-	-	-	-	定点	疑似症	随時	直ちに
	119 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と 診断することができないと判断したものであって、当該感 染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生 し、又は発生するおそれがあると判断し、福岡県が指定届 出機関以外の病院又は診療所の医師に感染症法第14条第 8項に基づき届出を求めたもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※9 平成25年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく行う。

※10 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

※11 令和2年2月7日から指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、令和3年2月13日以降、新型インフルエンザ等感染症として位置付け、令和5年5月8日以降、5類感染症として位置付ける。また、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定するものとし、令和5年9月25日から適用する。

※12 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※13 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザ(H1N1)2009）として取り扱う。

※14 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。

別表1-4

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	保無 症状 有 病原 者 体	疑 似 症 患 者	の死 亡 患 者	の死 亡 死 疑 い 患 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 位	届 出 の 時 期
疑似症	118 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と 診断することができないと判断したもの。	-	-	-	-	-	定点	疑似症	随時	直ちに
	119 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と 診断することができないと判断したものであって、当該感 染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生 し、又は発生するおそれがあると判断し、福岡県が指定届 出機関以外の病院又は診療所の医師に感染症法第14条第 8項に基づき届出を求めたもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※9 平成25年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく行う。

※10 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

※11 令和2年2月7日から指定感染症に指定された新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、令和3年2月13日以降、新型インフルエンザ等感染症として位置付け、令和5年5月8日以降、5類感染症として位置付ける。また、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定するものとし、令和5年9月25日から適用する。

※12 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※13 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザ(H1N1)2009）として取り扱う。

※14 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。





